

埼玉県地域防災計画の修正について

1. 計画の概要

(1) 策定根拠

- ◆埼玉県防災会議は、埼玉県地域防災計画を作成し、その実施を推進
(災害対策基本法第14条第2項)
- ◆埼玉県防災会議は、防災基本計画に基づき、毎年埼玉県地域防災計画に検討を加え、必要と認めるとき修正
(同法第40条第1項)
- ◆作成又は修正を行った際は、速やかに国に報告するとともに、その要旨を公表
(同法第40条第4項)

(2) 計画の構成

- 第1編 総則
- 第2編 震災対策編
- 第3編 風水害対策編
- 第4編 複合災害対策編
- 第5編 広域応援編
- 第6編 事故災害対策編

(3) 前回の修正内容（令和4年3月修正）

- ◆災害対策基本法改正を踏まえた修正
・避難勧告・避難指示の一本化 等
- ◆防災基本計画を踏まえた修正
・女性の視点を踏まえた防災対策の推進 等
- ◆県の施策等を踏まえた修正
・関係機関との連携強化と人材育成
・埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画を踏まえた災害対応力の強化 等

2. 主な修正

(1) 防災基本計画の修正を踏まえた主な修正

- ①盛土による災害の防止に向けた対応
危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに是正指導を行うことを追加。
- ②安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化
→右記(2)①を参照
- ③適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令
 - ・市町村が避難情報の発令に関して気象防災アドバイザーによる助言を受けられることを追加
 - ・学校における消防団員等が参画した防災教育の推進について追加

(2) 県の施策等を踏まえた主な修正

- ①安否不明者等の氏名等公表
救出・救助活動等の効率化、円滑化のため、県内で災害が発生し、県が氏名等を公表する場合の基本的事項を整理した公表方針を策定し反映
- ②道の駅の活用
防災機能を有する道の駅を広域的な防災拠点として位置づける。